

## 随意契約理由書

件名	料金箱部品(小田原機器製)の購入	
契約の相手方	株式会社小田原機器 関西営業所	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該部品は、全てのバス車両で採用されており、他社製では互換性が確保されておらず且つ、料金箱が動作する上で必要となる機能を果たし得ない。</p> <p>したがって、当局が使用する料金箱の製造メーカーであり、当該部品を唯一販売する「株式会社小田原機器 関西営業所」を、契約の相手方として指定する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 自動車部 市バス車両課 車両計画係	(電話番号 078-992-3333 )